

北九州市環境審議会における審議について (事業系ごみの減量リサイクルの推進)

北九州市では、事業系ごみの減量リサイクルを推進するため、令和6年11月5日(火)に開催された第70回北九州市環境審議会において「北九州市における事業系ごみの減量リサイクル」について、ご審議いただいたので報告するもの。

1 審議の内容について

- (1)審議資料 別紙1のとおり
- (2)審議内容 事業系ごみの処理手数料のあり方について

2 委員からの主な意見

- ・ 手数料改定には賛成だが、北九州市に進出を考えている企業の障害とならないように配慮が必要ではないか。
- ・ 周辺自治体の手数料やリサイクル処理料金との価格差が、市外ごみの流入やリサイクルが進まない原因になっていると思う。
- ・ 手数料改定をする際には、同時に不法投棄の対策をしっかりとしてほしい。
- ・ リサイクル業者が多い紙類は誘導しやすいと思うが、生ごみリサイクルの受け皿づくりも力を入れてほしい。
- ・ 事業系ごみを処理するのに市民の税金が使われている状況が生じている。事業者が費用を負担するよう手数料改定には賛成。ごみを減らすため、事業者にはごみの分別を進めてもらうとよい。紙類のように、生ごみの受け入れ先の検討も進めてほしい。
- ・ 積極的に分別に取り組んだ企業がモチベーションを維持できるような表彰制度などがあるといいのではないか。

北九州市における事業系ごみの 減量・リサイクルについて (対応策の検討③)

令和6年11月5日

環境局循環社会推進課

目次

- 1 本日の審議テーマ(手数料のあり方)
 - 2 ごみ処理手数料の設定
 - 3 現行の事業系ごみの処理手数料
 - 4 一般廃棄物処理有料化の手引き
 - 5 事業系ごみの処理コスト
 - 6 事業系ごみ処理原価の推移と今後の見込み
 - 7 周辺市町との比較
 - 8 政令指定都市との比較
 - 9 民間リサイクル施設との比較
-
-

1 本日の審議テーマ

①事業所に対する啓発・指導

- 事業所訪問・立入検査
訪問事業者数は増加しているが、悪質な排出事業者に対する、より強い指導が必要
- 事業系ごみに関する周知・情報提供
排出事業者向け講習会などに参加していない排出事業者への周知等が必要

②工場等での受入体制・指導のあり方

- 違法搬入業者、無許可業者等指導強化
違反物を搬入する業者や、無許可疑いの業者等が多く見受けられ、対策が必要
- 市外からの持ち込み
市外ごみの持ち込みが一定程度あると考えられ、常時搬入車両を確認できる体制が必要

③リサイクルのさらなる促進

- リサイクルの受け皿への誘導
市内にはリサイクルの受け皿が整備されているものの、排出事業所から排出されるごみには、分別すればリサイクルできるものが多く含まれており、リサイクルへ誘導する仕組みづくりが必要

④手数料のあり方

- ごみ処理手数料の見直し
ごみ処理手数料が周辺都市に比べて割安なため、周辺都市からのごみ流入の一因となっており、対策が必要

新日明工場の建設等に伴い、ごみ処理経費が将来的に20,000円以上になることが見込まれ、排出事業者の受益者負担の検討が必要

2

2 ごみ処理手数料の設定

<自己処理責任>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（第3条第1項）において、排出事業者には自己処理責任が定められている。

<ごみ処理原価>

受益者負担の観点から、事業系ごみの処理に、どれくらいの公費を投入しているのか。

ごみ処理手数料

<周辺市町との均衡>

周辺市町と均衡がとれていない手数料によって、他の市町からごみが流入していないか。

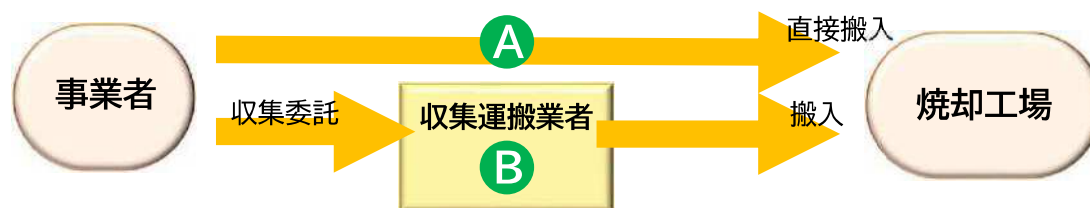
<リサイクルへの誘導>

安価なごみ処理手数料が事業者のごみ減量・リサイクル意識を阻害していないか。

ごみ処理手数料は総合的な観点から検討が必要

3

3 現行の事業系ごみの処理手数料



- A** 事業者が焼却工場等に直接搬入する際の手数料
10kgごとに100円（平成16年改定）
- B** 市が臨時的に事業系一般廃棄物を収集、運搬、処分する場合の手数料
100kgごとに2,600円（平成16年改定）
〔 廃棄物処理法には、収集運搬業者は市の条例で定める額 **B** を
超える料金を受けてはならないと規定されている。 〕

4

4 一般廃棄物処理有料化の手引き

「一般廃棄物処理有料化の手引き」（環境省）

3-2 手数料の料金水準

(1) 処理原価相当の料金徴収

廃棄物処理法上、市町村は、当該市町村内における事業系を含めた全ての一般廃棄物の処理について統括的な責任を有するが、事業系一般廃棄物については、排出事業者自らの責任において適正に処理することが義務付けられている。

そのため、市町村において処理する場合でも、廃棄物の処理に係る原価相当の料金を徴収することが望ましい。

5

5 事業系ごみの処理コスト

ごみ処理経費とは

市民や事業所等が排出したごみを収集運搬、選別、破碎、焼却、最終処分(埋立)するために要したすべての経費で、市職員の人件費や物件費、委託料、施設整備費などから算出。

ごみ処理原価とは

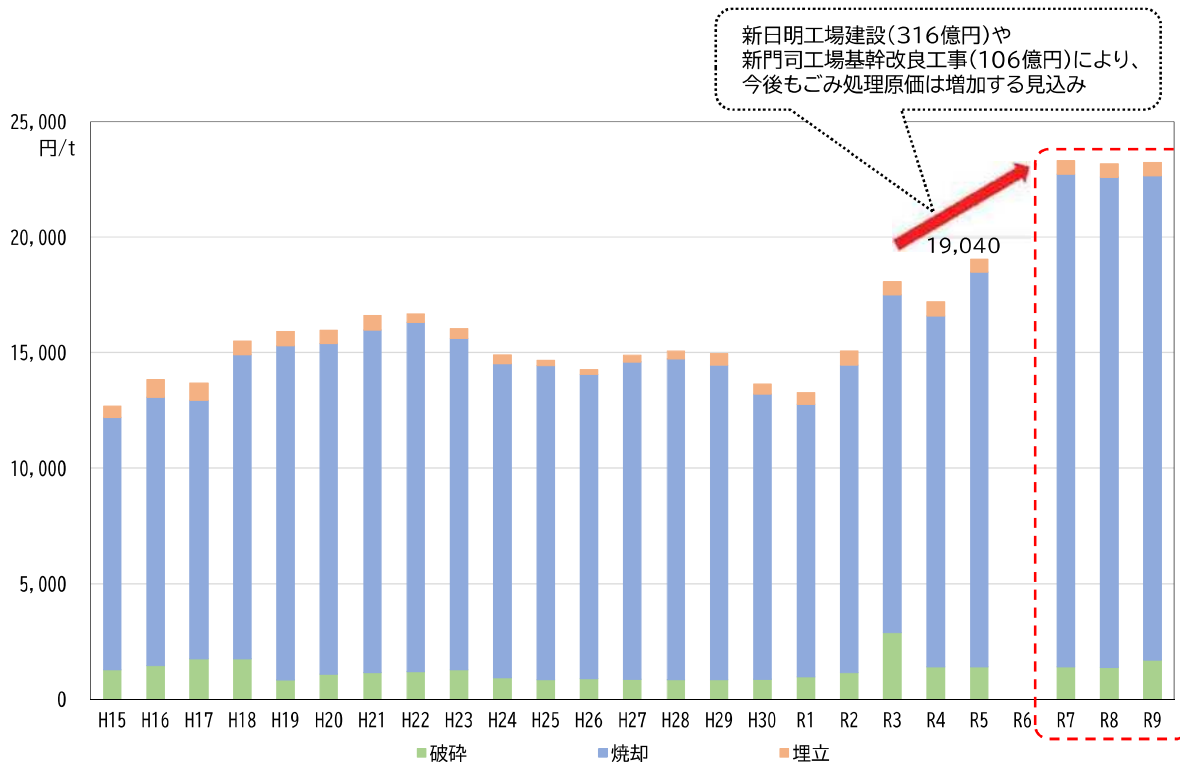
ごみ処理経費をごみ種別や処理工程別に算出したもの

【令和5年度の状況】

ごみ処理経費(全体)	137億円	
うち 事業系ごみの処理経費	25億円	<p>【内訳(処理部門別処理経費)】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・破碎 2億円 ・焼却 22億円 ・埋立 1億円 <p>R5 事業系ごみ処理原価 19,040円/t (190.4円/10kg)</p>

6

6 事業系ごみ処理原価の推移と今後の見込み



7

7 周辺市町との比較

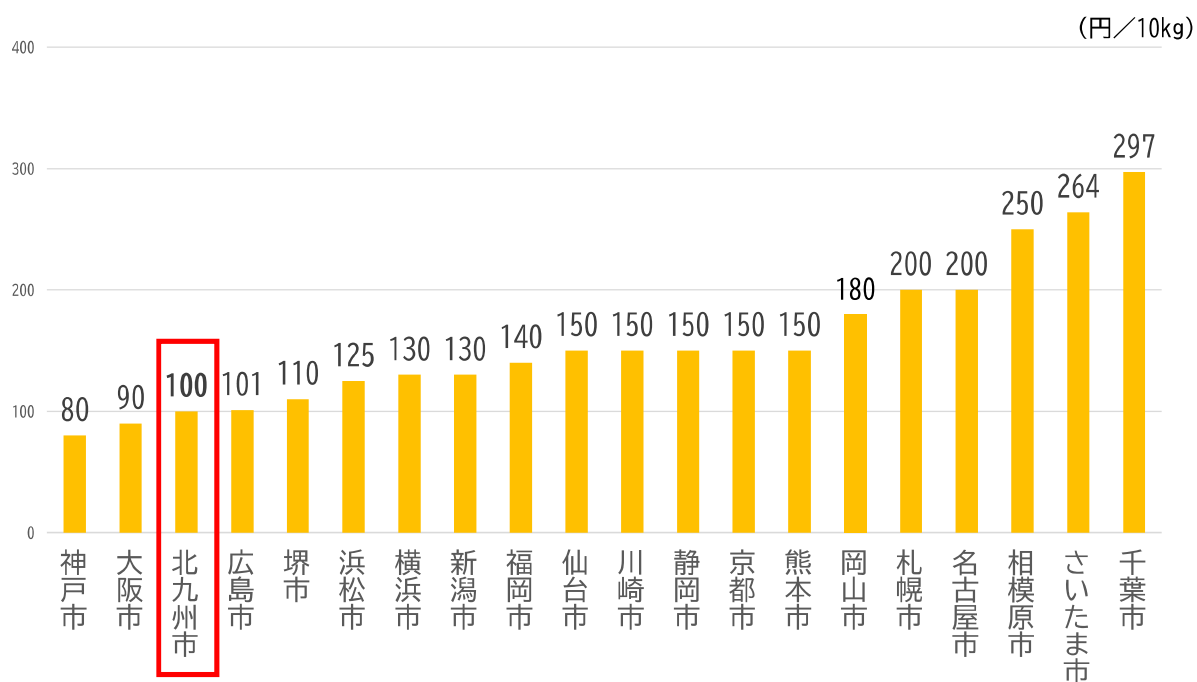
区 分	事業系ごみ量	市民1人当たり 事業系ごみ量	ごみ処理手数料 (10kg当たり)
北九州市	162,292 t	479 g	100円
中間市・遠賀4町	10,867 t	226 g	220円
行橋市・みやこ町	7,745 t	233 g	200円
直方市	3,422 t	168 g	200円
苅田町	2,480 t	180 g	175円
宗像市	8,563 t	241 g	170円



(出典：環境省廃棄物処理技術情報 令和4年度調査結果)

8

8 政令指定都市との比較



9

9 民間リサイクル施設との比較

品目	処理施設数	処理単価
ごみ処理手数料（焼却）	3施設	100円 /10kg
かん・びん	1施設	100円～ /10kg
木材	6施設	100円～ /10kg
機密古紙	16施設	250円～ /10kg
プラスチック	88施設	300円～ /10kg

< 参考 >

品目	処理施設数	処理単価
古紙	20施設	無料

10

<自己処理責任>

廃棄物の処理及び清掃に関する法律(第3条第1項)において、排出事業者には自己処理責任が定められている。

事業者の排出者責任に基づき、国は原価相当のごみ処理料金を徴収することが望ましいとしている。

<ごみ処理原価>

受益者負担の観点から、事業系ごみを処理するために、どれだけの公費を投入しているのか。

全経費(137億円)のうち、約2割(25億円)が事業系ごみ

R5事業系ごみ処理原価
19,040円/t (190.4円/10kg)

ごみ処理手数料

<周辺市町との均衡>

周辺市町と均衡がとれていない手数料によって、他の市町からごみ流入が生じていないか。

北九州市 < 周辺市町
(100円/10kg) (170~220円/10kg)

<リサイクルへの誘導>

安価なごみ処理手数料が、ごみ減量やリサイクル促進の意識を阻害していないか。

北九州市 < リサイクル施設
(100円/10kg) (100円以上/10kg)

ごみ処理手数料は総合的な観点から検討が必要

11